(4)　産業競争力強化法の特例（第一七条関係）
(5)　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第一八条関係）
(6)　食品等持続的供給推進機構による債務保証等（第二三条関係）
5　食品等の取引の適正化のための措置
(一)　食品等の取引の適正化に関する基本的な方針
農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針を定めることとした。（第三三条関係）
(二)　食品等取引実態調査等
(1)　農林水産大臣は、食品等の取引の実態に関する調査を行うこととした。（第三四条関係）
(2)　農林水産大臣は、(1)の結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導、助言その他の必要な措置を講ずることとした。（第三五条関係）
(三)　飲食料品等事業者等が講ずべき措置等
(1)　飲食料品等事業者等は、取引の相手方から持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して取引条件に関する協議の申出がされた場合には誠実に当該協議に応ずること並びに取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には必要な検討及び協力を行うことを講ずるよう努めなければならないこととした。（第三六条関係）
(2)　農林水産大臣は、(一)の基本的な方針に基づき、農林水産省令で、(1)の措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第三七条関係）
(3)　農林水産大臣は、(1)の措置の適確な実施を確保するため、飲食料品等事業者等に対し、次の措置を講ずることとした。
イ　指導及び助言（第三八条関係）
ロ　勧告及び公表（第三九条関係）
(四)　指定飲食料品等に係る措置
(1)　農林水産大臣は、指定飲食料品等を農林水産省令で指定することができることとした。（第四一条関係）
(2)　農林水産大臣は、指定飲食料品等ごとに、要件に適合すると認められる団体を、指標作成等業務を行う者として認定することができることとした。（第四二条関係）
(五)　農林水産大臣は、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することとした。（第五二条関係）
(六)　国は、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して国民の理解を深めるよう努めなければならないこととした。（第五三条関係）
二　卸売市場法の一部改正関係
中央卸売市場及び地方卸売市場の認定要件として、業務規程に、開設者が開設する卸売市場において取り扱う指定飲食料品等、当該指定飲食料品等の一の5の㈣の(2)の団体が作成する指標その他一の5の㈢の(1)の措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるものを公表することを追加することとした。（第四条及び第一三条関係）
三　附則
1　経過措置等
所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第一四条及び第一六条～第二七条関係）
2　施行期日
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の5㈡、㈤及び㈥を除く。）に係る規定及び二に係る規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇日本学術会議法（法律第七〇号）（内閣府本府）
1　総則
(一)　目的
日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
(二)　基本理念
(1)　会議は、学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済社会の健全な発展の基盤となるものであることに鑑み、世界の学界と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用の推進を図り、もって人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとすることとした。（第二条第一項関係）
(2)　国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の諮問に対する答申等を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならないこととした。（第二条第二項関係）
(三)　法人格等
会議の法人格、事務所等に関し所要の規定を設けることとした。（第三条～第七条関係）
2　機関
(一)　総則
会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置き、会議の役員は、会長、副会長及び監事とすることとした。（第八条関係）
(二)　日本学術会議会員
日本学術会議会員（以下「会員」という。）の員数は、二五〇人とし、会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、総会が選任することとした。また、会員の任期は、六年とすること等とした。（第九条関係）
(三)　総会
(1)　総会は、次に掲げる職務を行うこととした。（第一〇条関係）
イ　この法律の他の規定又は準用通則法（6の㈣において準用する独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）をいう。以下同じ。）の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項についての決議、承認又は同意
ロ　イに掲げるもののほか、3の(一)に規定する業務（会議の経営に関する事務を除く。）をつかさどること。
ハ　会長及び副会長の職務の監督
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、日本学術会議規則で定めるところにより総会が行うこととされている職務
(2)　総会は、全ての会員をもって組織することとした。また、総会に議長を置き、総会の議長（以下「議長」という。）は、会長とすること等とした。（第一一条関係）
(3)　総会は、議長が招集し、議長は、日本学術会議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならないこととした。また、議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が㈣の(5)(イに係る部分に限る。)の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があった日以後二〇日以内に総会を招集しなければならないこと等とした。（第一二条関係）
(4)　総会は、議長が出席し、かつ、会員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開くことができないこととした。また、総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長が決すること等とした。（第一三条関係）